平成十七年農林水産省・環境省令第三号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）を実施するため、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定により立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日農林水産省・環境省令第三号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別記様式

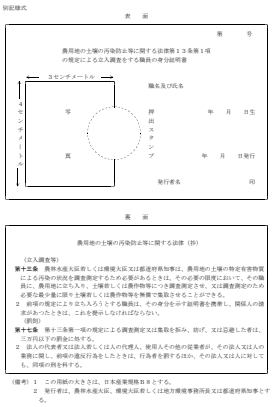

別記様式

表　面

第　　号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第１３条第１項
の規定による立入調査をする職員の身分証明書

3センチメートル

職名及び氏名

4センチメートル

写

真

押印スタンプ

年　月　日生

年　月　日発行

発行者名　　印

裏　面

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（抄）

（立入調査等）

第十三条　農林水産大臣若しくは環境大臣又は都道府県知事は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査測定するため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壌若しくは農作物等について調査測定させ、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壌若しくは農作物等を無償で集取させることができる。

２　前項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第十七条　第十三条第一項の規定による調査測定又は集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　発行者は、農林水産大臣、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事とする。